

	都道府県名	名称	公布年月日 (施行年月日)	内 容												備 考				
				目 的	規 定 の 有 無								都 道 府 県 の 施 策 等							
					基本理念	都道府県	市町村	都道府県民	中小企業	大企業	中小企業 関係団体	大学等	基本方針	基本計画	市町村支援		中小企業 受注機会 (官公需)	財政措置		
1	北海道	北海道経済構造の転換を図るための企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関する条例	H19. 12. 21 (H20. 4. 1)	産業構造の高度化による自立型経済構造への転換を図るため、企業立地の促進及び中小企業の競争力の強化に関し、道の責務及び事業者等の役割を明らかにするとともに、道の施策の基本となる事項を定めることにより、その施策を一体的かつ相乗的に推進し、もって道の経済の活性化及び雇用の創出に資する。		○				○ (事業者)	○			○				○	・「創造的中小企業育成条例」及び「企業立地促進条例」を廃止した。	
2	青森県	青森県中小企業振興基本条例	H19. 12. 19 (同日)	県の経済における中小企業の役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全な発展、県における雇用の場の創出及び県民生活の安定向上に寄与する。	○	○		○	○					○		○	○			
3	福島県	福島県中小企業振興基本条例	H18. 10. 17 (同日)	県の中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与する。	○	○	○	○	○					○	○	○		○		
4	茨城県	茨城県産業活性化推進条例	H16. 3. 25 (H16. 4. 1)	県の産業の活性化に関し、基本理念及び基本方針等を定めるとともに、県の果たすべき役割等を明らかにすることにより、産業の活性化に関する施策を総合的に推進し、もって県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に寄与する。	○	○		○	○ (企業)					○	○	○		○	○	・対象は中小企業に限らない。
5	群馬県	群馬県ものづくり・新産業創出基本条例	H13. 3. 27 (H13. 4. 1)	県の産業を支える技術、情報、人材その他の資源を活用した事業者及び労働者の意欲的かつ創造的な活動を支援するとともに、経済環境の変化に対する適応力を高めるために必要な措置を講ずることにより、県におけるものづくり産業の基盤の強化及び次代を担う新たな産業の創出を図り、もって県経済の健全な発展及び県民生活の安定に資する。	○	○								○						・「中小企業振興条例」及び「産業高度化促進条例」を廃止した。 ・対象は中小企業に限らない。
6	埼玉県	埼玉県中小企業振興基本条例	H14. 12. 24 (同日)	中小企業が県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、県経済の活性化及び発展に寄与する。	○	○		○	○					○		○		○		
7	千葉県	千葉県中小企業の振興に関する条例	H19. 3. 16 (同日)	中小企業が県経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、基本理念を定め、及び県、中小企業者その他の関係者の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県の経済の健全な発展及び県民生活の向上を図る。	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
8	神奈川県	神奈川県中小企業活性化推進条例	H20. 10. 17 (H21. 4. 1)	中小企業の振興について、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業に関する団体、大企業者、大学等及び県民の責務を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する施策の基本となる事項を定め、中小企業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、中小企業の活性化を推進し、もって県経済の発展及び県民生活の向上に寄与する。	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
9	福井県	福井県中小企業振興条例	H21. 3. 24 (H21. 4. 1)	中小企業が県経済において担う役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務、基本方針等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県経済の活性化及び県民生活の向上に寄与する。	○	○		○	○					○				○	○	
10	山梨県	山梨県地場産業振興条例	H 5. 3. 26 (H 5. 4. 1)	地場産業が県の経済及び県民生活において果たす役割の重要性にかんがみ、地場産業に関する政策の目標を明らかにするとともに、その目標の達成に資するための施策に関し基本となるべき事項を定めることにより、地場産業の振興を図り、もって県の経済の内発的な発展及び県民生活の向上に寄与する。	○									○				○		・「地場産業」とは、地場中小企業者の営む事業を指す。
11	三重県	三重県地域産業振興条例	H17. 10. 21 (H18. 4. 1)	県内の地域経済を支える産業の振興についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、地域の特性に応じた産業の振興を効果的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展と県民生活の安定向上に寄与する。	○	○		○	○ (事業者)					○				○		・対象は中小企業に限らない。
12	京都府	京都府中小企業応援条例	H19. 3. 16 (H19. 4. 1)	地域の経済及び雇用の重要な担い手である中小企業が府の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の経営の安定等に関する施策を総合的に実施することにより、中小企業の活性化を図る。										○				○		・具体的な施策について規定する。
13	大阪府	大阪府中小企業振興基本条例	H22. 6. 15 (同日)	中小企業が地域経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興について、府の責務、基本方針等を明らかにし、中小企業の健全な発展を図ることにより、経済の活性化、雇用機会の創出及び府民生活の向上に寄与する。		○		○	○					○		○		○		
14	奈良県	奈良県中小企業振興基本条例	H20. 3. 25 (H20. 4. 1)	地域において中小企業が果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を促すことにより、地域経済の活性化及び地域社会における交流の促進を図り、もって県民生活の向上に資する。	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		
15	鳥取県	鳥取県産業振興条例	H23. 12. 27 (同日)	事業者が県経済の発展において果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関し、基本理念を定め、県の責務、事業者、支援団体及び大学等の役割等を明らかにするとともに、産業の振興に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、足腰の強い産業を育成し、もって県内における経済の発展並びに県民の雇用の確保及び生活の向上に資する。	○	○		○	○ (事業者)		○	○	○	○	○	○		○		・対象は中小企業に限らない。
16	岡山県	岡山県中小企業振興条例	H23. 12. 27 (同日)	中小企業の振興に関し、基本理念を定め、並びに県、中小企業者、中小企業関連団体及び大企業者の責務又は役割を明らかにするとともに、県の施策に関する基本的事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域の発展及び県民生活の向上に寄与する。	○	○			○	○	○			○	○			○		
17	山口県	山口県ふるさと産業振興条例	H20. 12. 24 (同日)	地産地消の推進によるふるさと産業の振興について、基本理念を定め、並びに県、事業者及び関係団体の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地産地消の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、ふるさと産業を育成し、もって活力ある地域の経済社会の形成及び県民生活の向上に寄与する。	○	○		○	○ (事業者)					○		○		○		・対象は中小企業に限らない。
18	徳島県	徳島県経済飛躍のための中小企業の振興に関する条例	H20. 3. 31 (同日)	県の経済飛躍の実現を図るため、中小企業の振興に関し、基本理念を定め、及び中小企業者、県等の責務、大企業者等の役割等を明らかにするとともに、中小企業の振興に関する基本方針及び施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進する。	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		

	都道府県名	名称	公布年月日 (施行年月日)	内 容													備 考
				目 的	規 定 の 有 無												
					基本理念	役 割 ・ 責 務						都 道 府 県 の 施 策 等					
	都道府県	市町村	都道府県民	中小企業		大企業	中小企業 関係団体	大学等	基本方針	基本計画	市町村支援	中小企業 受注機会 (官公需)	財政措置				
19	熊本県	熊本県中小企業振興基本条例	H19. 3. 16 (同日)	中小企業が県の経済において果たす役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興の基本となる事項を定め、中小企業の健全な発展を図ることにより、県経済の活性化及び発展に寄与する。	○			○	○				○		○	○	
20	沖縄県	沖縄県中小企業の振興に関する条例	H20. 3. 28 (同日)	中小企業の振興について、その基本理念、県の施策に関する基本方針及び県の施策の策定過程における中小企業者その他の関係者の意見を反映させる手続その他県が講ずる措置を定めるとともに、県並びに中小企業者及び中小企業関連団体の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって県経済の発展及び県民生活の向上に資する。	○	○			○			○	○	○		○	

1 7    1 7    1    1 4    1 7    1 0    1 1    4    2 0    5    1 2    1 0    1 8